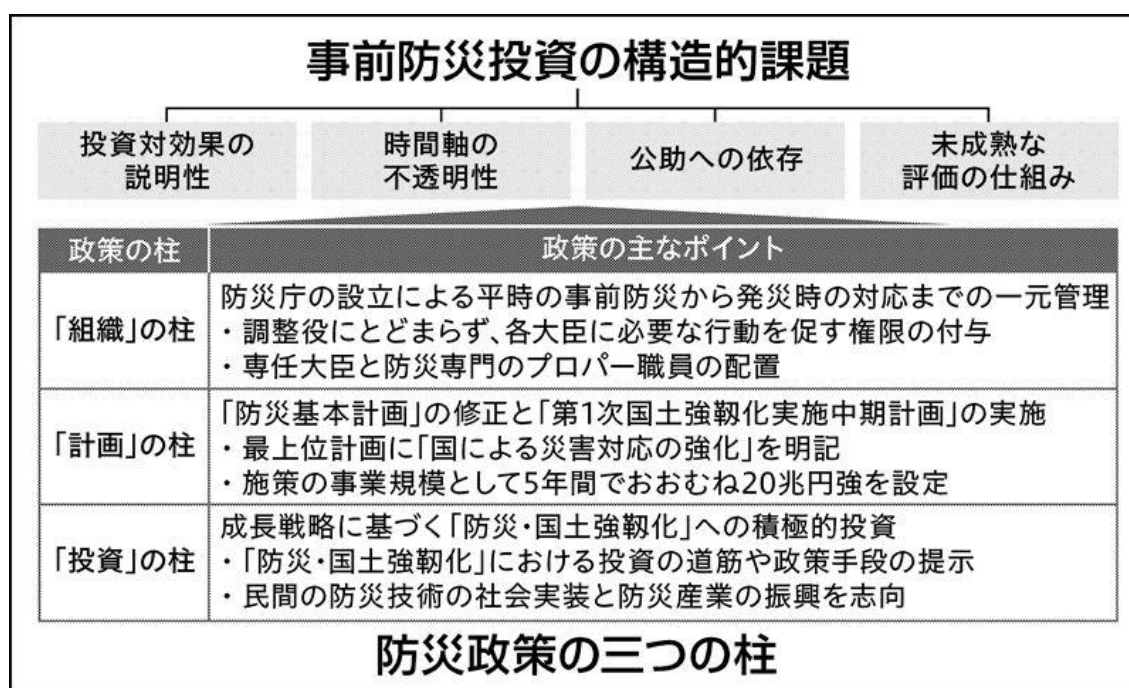


政策的イニシアチブ準備整う

激甚化する災害に対応するため、常々「事前防災投資」の必要性が語られてきた。しかし、そこに内在する構造的課題がその推進を妨げてきた。例えば「投資対効果の説明性」だ。被災後の復旧は被害が顕在化するため負担の必要性を説明しやすいが、事前防災投資の効果は被害の軽減であるため客観的な説明が難しい。また「時間軸の不透明性」もある。企業の意思決定者にとって、効果の発現時期が読めない事前防災投資は優先順位を高めにくく、目の前の確実な予算削減を優先しがちだ。さらに「公助への依存」がある。過去の災害での手厚い公助や、災害対応は公共の責任範囲との認知が、民間の主体的な投資を妨げている。そして「未成熟な評価の仕組み」だ。近年、資本市場では社会的責任投資が重視されているが、二酸化炭素（CO₂）削減などの指標に比べ防災は共通した評価指標が未整備であり、企業価値の評価に直結しにくい実態がある。

構造的課題解消へ 3本柱「組織・計画・投資」



しかし、南海トラフ地震等の今後の巨大災害に備えるため、わが国の防災政策は従来の「事後対応型」から「徹底的な事前防災」へと政策の重心をシフトさせた。その骨格は「組織」「計画」「投資」という三つの柱によって構成される。

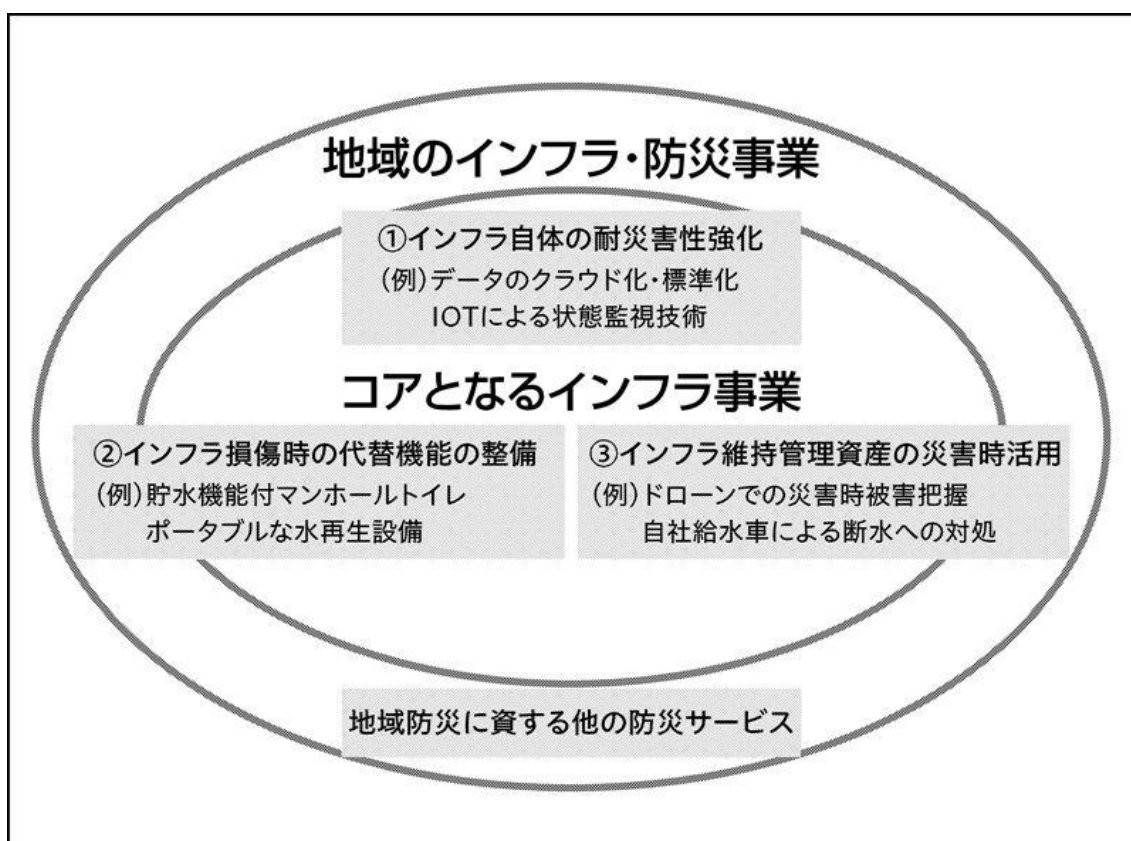
第1の「組織」の柱では、2026年中の防災庁設立に向けたロードマップが進展している。25年6月の防災庁設置アドバイザー会議の報告から始まり、同年末の基本方針の

提示、そして26年春以降の設置法案の国会審議を経て、新たな司令塔の姿が具体化してきた。防災庁は他省庁との調整役にとどまらず、各大臣に必要な行動を促すことができる。また専任大臣と防災専門のプロパー職員により専門性を確保し、平時の事前防災から発災時の対応までを一元管理する「防災の司令塔」として機能する見込みだ。

第2の「計画」の柱では、最上位計画である防災基本計画が令和25年7月に修正され、ここで国による災害対応の強化が明記された。また第1次国土強靱（きょうじん）化実施中期計画では、5年間でおおむね20兆円強の施策の事業規模が設定されている。

第3の「投資」の柱では、防災を経済成長へつなげる方針が明示された。26年6月の日本成長戦略会議では、戦略17分野の一つ「防災・国土強靱化」での投資の道筋や政策手段の案が示され、民間の防災技術の社会実装と防災産業の振興が図られる予定である。

インフラの脆弱点克服 地域で事業一体化



こうした国の政策的イニシアチブを受け、今後は民間企業が各地域の現場で事前防災投資に取り組むことが必要だ。過去の災害での経験を踏まえると、着目すべき対象の一つは

「インフラ事業での防災サービス」への投資である。能登地震で明らかになったように、被災時の生活を守るには、老朽化でライフラインの脆弱点となっているインフラの被害を最小化することが重要だからだ。

内閣府や各省庁は、インフラの持続性を確保するため、26年度も官民連携（PPP／PFIなど）を後押ししており、民間企業にとって事業機会が拡大している。例えば上下水道分野では、水道・工業用水道・下水道の一体化や周辺自治体との広域化などで民間の事業運営力を引き出し、老朽化対策を推進する方針である。こうしたインフラ事業で民間所掌が拡大され事業規模が大きくなれば、長期の事業期間の中でインフラ被害の軽減に寄与する防災サービスを自ら調達する余地が生まれる。

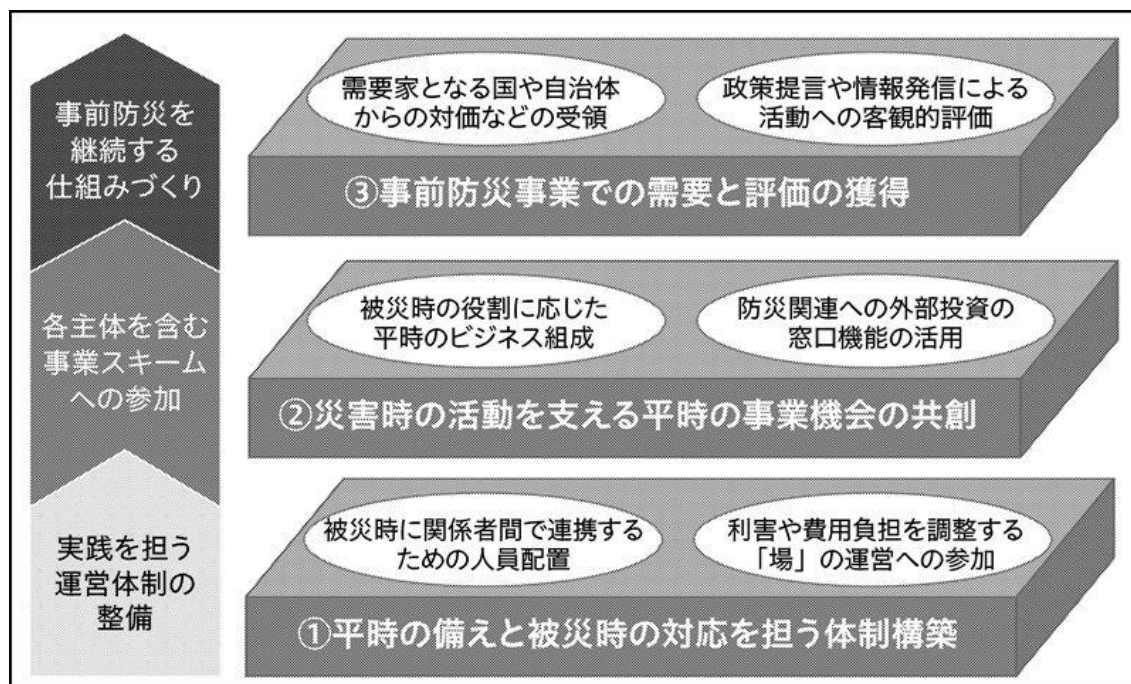
この投資の視点として、例えば「インフラ自体の耐災害性強化」がある。データのクラウド化・標準化への投資で被災時の受援体制を整えたり、IoT（モノのインターネット）による状態監視技術の調達により被災箇所を速やかに特定したりすることができる。

また、「インフラ損傷時の代替機能の整備」もある。貯水機能付マンホールトイレへの投資で、平時は下水道の一部として機能させながら災害時の断水下で避難者の排せつ物を処理できるし、ポータブルな水再生設備の調達により管路損傷時にも被災地でシャワーなどを利用することが可能だ。

三つ目は、「インフラ維持管理資産の災害時活用」である。水道施設巡回用ドローンへの投資により災害時の被害状況把握を行うケースや、自社給水車や下水道車両の調達により断水や道路復旧に対処するケースなどが考えられる。

さらに、インフラ事業の中で各企業が地域防災に資する他の防災サービスの調達にも踏み出せば、自治体の防災所管部署が別途でその投資を行うよりも質と効率を高めやすい。防災産業の振興に向けた国の施策が実行され、防災技術を生かした新たなサービスに必要な予算が充当されれば、さまざまなインフラ事業に関わる企業が防災サービスを調達しやすくなり、防災サービスを提供する企業の裾野も広がる。結果、コアとなるインフラ事業に防災サービスが付加され、地域のインフラ・防災事業が一体的に行われる意義は大きい。

連携組織体で全体利益



もう一つ、国の防災政策を踏まえて重要となるのが「産学官民の連携組織体」への投資だ。防災庁はその主要な取り組み事項の一つに産学官民連携体制の強化を挙げているが、被災時の対応と平時の備えを両立し地域の全体利益を確保するには、企業がその実践を担う運営体制の整備や各主体を含む事業スキームに参加し、事前防災を継続する仕組みづくりを行うことが重要になる。

この産学官民連携組織体について、内閣府は26年6月に開催した「防災分野における地域と企業の連携の新たなあり方検討会」で事例を紹介している。例えば和歌山県白浜町における「南海トラフ地震対応最前線モデル推進協議会」では、平時からの備えと発災後の対応を両立させるフェーズフリーな防災基盤の構築を目指し、地元を含む各業種の企業（空港、ホテル、損害保険、物流、システム、警備、イベント関連など）のほか、大学や財団も参加した協議会を運営している。

連携組織体への投資の視点の一つは、「平時の備えと被災時の対応を担う体制構築」である。企業が平時から自社人員を配置することで、被災時に顔が見える連携体制を整えられるし、利害や費用負担を調整する「場」の運営に参加することで、自社の事業基盤を含む地域の全体利益を確保できる。

二つめが「災害時の活動を支える平時の事業機会の共創」だ。自社の被災時の役割に応じて平時のビジネス機会を関係者と組成できれば、災害発生の有無によらず継続的に被災時

の役割を担いやすくなるし、防災関連事業に外部投資を求めたい場合、連携組織体はその窓口として機能することも期待できる。

三つ目が「事前防災事業での需要と評価の獲得」である。連携組織体とのつながりを生かして防災ビジネスに投資すれば、需要家となる国や自治体から必要な対価などを受領できる可能性が高まるし、現場課題を踏まえた政策提言や情報発信ができれば、活動の価値が客観的に評価され自社内での活動の持続性にも寄与するはずだ。

国の新たな防災政策に呼応して、地域で産学官民の連携組織体に自ら投資することにより、被災時にもステークホルダー（利害関係者）と顔の見える関係を確保でき、平時のビジネスでも新たな可能性を見いだし得るなら、収益確保や自社ブランド醸成の観点からも企業として十分な投資対効果を期待できる。

国の防災政策の転換により、事前防災投資が企業の社会的責任投資にとどまらず、新たな優位性を築くための「戦略的投資」となった。短期的な経済合理性のみで判断せず地域の全体利益に目を向け、企業は今こそ、事前防災への戦略的投資に踏み出すべきである。

日本総研 リサーチ・コンサルティング部門 社会・環境インフライノベーショングループ部長 副島功寛

そえじま・かつひろ 07年（平19）早大院公共経営修了。民間金融機関で勤務後、日本総合研究所入社。インフラ分野での公共サービスの計画策定・官民連携事業アドバイザー、防災分野の調査・コンサルティングなどに従事。